

児童相談所関連経費に係る論点メモ（区）

No.	項目	都の確認事項等	区側説明	
1	児童相談所の職員配置	医師（小児科医）	<ul style="list-style-type: none"> ・区案は、非常勤で実施している2区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。 区案の設定方法が妥当であるという認識に変わりはないが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、医師（小児科医）の単価については現行算定を据え置くこととする。	
2		医師（精神科医）	<ul style="list-style-type: none"> ・区案は、非常勤で実施している4区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。 区案の設定方法が妥当であるという認識に変わりはないが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、医師（精神科医）の単価については現行算定を据え置くこととする。	
3		事務	<ul style="list-style-type: none"> ・全固定としているが、18歳未満人口とは比例しないとする理由を伺う。 	事務員は、庶務や予算関係、施設管理、措置費等支払事務などを担当しており、必ずしも測定単位や相談件数などと比例するものではないため。
4			<ul style="list-style-type: none"> ・「児童相談所設置市事務」においても常勤職員を計上しているが、職員に重複がないか伺う。 	一部事務が重複していたため、人数について改めて精査した。
5		虐待相談対応件数による配置	<ul style="list-style-type: none"> ・全固定から全比例に変更した理由を伺う。 	18歳未満人口と4区の虐待対応件数の回帰分析の結果、相関が確認できたことから全比例としている。
6		児童虐待対応協力員	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。 	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区経費を設定する。
7		事務（非常勤）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。 	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区経費を設定する。
8	時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。 	令和2年度財調協議時は、区に実績がなく、都の職員配置の状況とも異なることから算定しなかったが、今回、区の実績が確認できたことから設定している。	
9		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤に対して時間外勤務手当を設定しているが、非常勤の時間外勤務手当は報酬に含めて支給することとなっているため、妥当ではないと考える。 	都側の意見を踏まえ、時間外勤務手当を報酬に含めて、改めて標準区経費を設定する。	
10	相談受理件数等	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談受理件数」、「児童虐待相談対応件数」、「訪問調査」いずれも全比例で標準区経費を設定した根拠を伺う。 	18歳未満人口が増加すれば相談受理件数、児童虐待相談対応件数が増え、児童虐待相談対応件数が増加すれば訪問調査の回数も増えると考えられるため、いずれも全比例としている。	
11	建物維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設である場合、児童相談所の経費のみを切り分けた上で経費設定を行っているのか伺う。 	切り分けた上で設定をしている。	
12		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターと一体整備の場合、面接室など建物の設備等を、児童相談所と子ども家庭支援センターとで共有しているものと認識しているが、その場合の経費の切り分け方法を伺う。 	子ども家庭支援センターに限らず、他の施設と切り分けが困難な場合、児童相談所に直接関係のない経費を除外したうえで、面積按分により経費を切り分けている。	
13		<ul style="list-style-type: none"> ・標準区では、一時保護所が併設されているモデルで経費を設定しているが、独立している区の経費も積算に含まれており、妥当ではないと考える。 	都側の意見を踏まえ、独立している区の経費を除いて、改めて標準区経費を設定する。	

No.	項目		都の確認事項等	区側説明
14	管理費	旅費	・標準区経費の設定に当たり、統一単価である旅費511円と訪問1回あたり旅費708円との乖離を「1人あたり訪問回数」で調整することは妥当ではないと考える。	区案の設定方法が妥当であるという認識に変わりはないが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定する。
15	児童相談所運営費	職員研修費	・「特別区研修所における研修」の他に、新たに「研修講師への謝礼」、「民間研修への参加費用」を標準区経費として設定しているが、特別区研修所による各区統一的な研修以外の経費を設定している理由を伺う。	国の児童相談所運営指針では、研修の実施、充実に努めることとなっている。 また、国通知「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」においても、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用することで児童虐待対応職員等の養成を図ることとされており、標準区においても、民間研修等への経費は必要であると考えている。
16			・「特別区研修所における研修」は一部固定であるにも関わらず、「研修講師への謝礼」、「民間研修への参加費用」は全比例としている理由を伺う。	都側の意見を踏まえ、一部固定として、改めて標準区経費を設定する。
17			・「特別区研修所における研修」について、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用される場合においても研修を受講し直す設定となっているが、その妥当性を伺う。	国通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」において、「他の児童相談所への異動の間、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用する場合には、子どもの取り巻く最新の状況等を再認識するため、再度の研修受講が望ましい」とされており、標準区においては異動先は児童相談所以外になるため、再度、受講することを前提とし設定している。
18		車両経費	・標準区における庁有車の利用用途を伺う。	訪問調査や児童の移送などに使用する。
19			・標準区の車両台数を2台で設定しているが、各区実態にバラつきがある中で、単に平均で設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。	都側の意見を踏まえ、算定倍率により車両台数を1台とし、全比例として改めて標準区経費を設定する。
20	・庁有車は、所有を前提としているのか伺う。所有の場合であれば、積算にハイヤー利用料、リース代が含まれており、精査が必要と考える。		所有を前提としている。 都側の意見を踏まえ、経費について精査し、改めて標準区経費を設定する。	
21	車両賃借料	・車両賃借料を計上しているが、庁有車との利用用途の違いを伺う。	庁用車が使用できない時や、夜間などの緊急時に使用する。	
22		・標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区があることから、精査が必要であると考え。	都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。	
23	事業費	検査、治療指導等	・心理検査用品の購入経費が新たに設定されているが、子供家庭支援センターでの利用分と重複はないか伺う。また、「管理費」－「事務費」における需用費との重複はないか伺う。	心理判定に係る検査用紙、書籍等の購入経費等であり、事務費等との重複はない。
24		メンタルフレンド事業	・標準区経費の設定に当たり、1区の実績を積算から除外している理由を伺う。	事業実施方法が異なるため除外している。
25	一時保護所運営費（民生費）	時間外勤務手当	・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。	No.8記載のとおり。
26		事業費	給食費	・現行算定と比較して、標準区経費が約11倍に増加している理由を伺う。

No.	項目	都の確認事項等	区側説明
27	児童相談所設置市事務 児童福祉審議会	・「その他経費（需用費・役務費）」について、事業実施区のみ平均で経費設定していることから、未実施区も含めて標準区経費の設定を精査する必要があると考える。	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区経費を設定する。
28		・現行算定は、常勤職員を2人分計上しているが、0.6人に減となった理由を伺う。	現行算定は、開設前の配置予定の平均により設定しているが、今回、区の実績から業務量を算出したところ0.6人となった。
29		指定療育機関に関する事務	・実績がないのにも関わらず、標準区経費を設定することは妥当ではないと考える。
30	里親	・積算内訳を確認すると、一部の区の「里親研修・トレーニング等事業」、「里親支援機関事業」で特財の該当がないが、区単独事業が含まれていないか伺う。	区単独補助事業は含まれていない。特財の該当がない区は、当該事業について都と共同実施しており、国庫補助充当後の費用を負担金として支払うため、歳入の該当がない。
31		・里親支援事業について、現行算定では全固定で設定しているが、全比例に変更した理由を伺う。	18歳未満人口と4区の里親登録数の回帰分析の結果、相関が確認できたことから全比例としている。
32	児童相談所設置市事務 小児慢性特定疾病の支給等に関する事務	・審査会委員について、現行算定は6名となっている。令和2年度財調協議の際は、「令和2年度開設の3区に確認したところ、3区とも委員を6人とする条例を制定（または制定予定）と確認している。」との回答があったが、今回の提案では5名と減になっている理由を伺う。	令和2年度財調協議時は各区、都にならって、委員を6人以上と条例を制定していたため、標準区の委員数も6人としていたが、4区の実績を確認したところ、開設後は、審査規模の精査や推薦団体との調整等を行ったことにより、各区の委員数の平均が1名減となった。
33		・需用費について、4区中1区しか実績がなく、標準区経費の設定として妥当ではないと考える。	都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定する。
34		・現行算定においても児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病の支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標準区経費として設定した理由を伺う。	令和2年度財調協議時は区の実績が不明だったが、今回、区の実績が把握できたため、標準区経費として設定している。
35		・医療費助成は全比例で設定しているのに対し、職員費は全固定で設定しているが、全固定が妥当であると考え理由を伺う。	都側の意見を踏まえ、職員費を全比例とし、改めて標準区経費を設定する。
36		・審査支払事務手数料の国保連単価について、75.46円と設定しているが、正しくは73.54円であると考え。	都側の意見を踏まえ、国保連単価を修正し、改めて標準区経費を設定する。
37	障害児入所給付費等	・現行算定においても児童相談所設置市事務として、障害児入所給付費の支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標準区経費として設定した理由を伺う。	No.34記載のとおり。
38	事業者指導検査	・他の児童相談所設置市事務では、経費を全固定又は全比例で設定しているが、事業者指導検査に係る経費のみ回帰分析を行い一部固定として経費設定している理由を伺う。	施設数については23区分のデータが揃っており、相関も確認できたため、回帰分析を用いて経費を設定している。
39		・児童福祉法施行令第38条には、「1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない」と記載がある。一方で、国通知「児童福祉行政指導検査の実施について」によると実施方法について「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導検査を行うこと」と記載があることから、区の実態を加味した実施率を考慮すべきと考える。	都側の意見を踏まえ、指導検査に係る実施率を加味して、改めて標準区経費を設定する。
40	その他	・標準区経費の設定に当たり、算出式などに一部誤りがあるため、精査が必要と考える。	都側の意見を踏まえ、全体を精査し、改めて標準区経費を設定する。